

令和6年度

西濃圏地域生活支援拠点

拠点事業所の募集に係る説明会

令和7年3月7日(金)

西濃圏域障がい者総合支援推進会議



本日の流れ

- 1 データから見る障害者のニーズ、親なき後の不安について
- 2 地域生活支援拠点とは
- 3 西濃圏域地域生活支援拠点について
- 4 拠点事業所の再募集について
- 5 西濃圏域11市町及び西濃県事務所からのお願いについて
- 6 その他



1 データからみる障がい者のニーズ、親なき後の不安について

○ 岐阜県内の障がい者の将来の生活に関するニーズについて

1 障がい者に対する調査

障がい者との意思疎通に精通した相談支援専門員による、計画相談、モニタリングの場を活用した聴取調査(障がい者の生の声を直接聴く)を実施。

- ・対象者:障害福祉サービスの利用のために相談支援を利用している障がい者
- ・期間:令和4年7月22日~11月30日
- ・実施方法:一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワークに委託
- ・調査人数:3,099名

◆生活に必要なサービス ※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分なし		区分1~3		区分4~6	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	77%	79%	77%	80%	57%	57%
ひとり暮らしの体験や練習	23%	23%	17%	16%	12%	12%
緊急時に受け入れてくれるところ	27%	28%	31%	31%	37%	32%
養護者の休息のための受け入れ	9%	9%	11%	10%	20%	18%
グループホーム	19%	24%	33%	37%	31%	37%
入所施設	5%	9%	10%	14%	43%	52%
居宅介護等の訪問支援	14%	20%	32%	32%	18%	17%
通所の生活介護	5%	7%	12%	12%	36%	34%
通所の就労系事業所	58%	54%	44%	42%	14%	14%
移動支援の事業所	12%	14%	23%	23%	25%	25%
その他	12%	12%	11%	12%	10%	10%
回答者数(=n)	1,124人		776人		1,199人	

- 「いつでも相談できる場所や人」 :どの区分の方でも、必要との回答が最も多い
- 「緊急時に受け入れてくれるところ」 :どの区分の方でも、必要との回答が多い
- 「グループホーム」 :中度(区分1~3)、重度(区分4~6)の方は、3割以上が必要と回答
- 「入所施設」 :重度の方は、3年後は4割、将来は5割が必要と回答
- 「通所の就労系事業所」 :軽度、中度の方は、4割以上が必要と回答

岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査結果の抜粋。

将来、家族等からの支援を受けられなくなった時においては、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が支援区分に関わらず最も多い。また、緊急時の受け入れが必要と回答した方が約3割以上。



障がい者の将来の生活を支えるためには、「日常的な相談支援」と「緊急時の対応体制」両方を強化することが重要です。

その他の調査結果はこちらから



○ 西濃圏域の緊急時の対応ニーズについて

令和5年度圏域内の介護者の不在等に起因する緊急で宿泊を伴うサービスの利用や居宅介護等の調整を行った事例や利用者の受入を行った事例を協議会活動の一環として調査。

対象：基幹相談支援センター、委託相談事業実施者、障害者支援施設、市町障がい福祉担当課

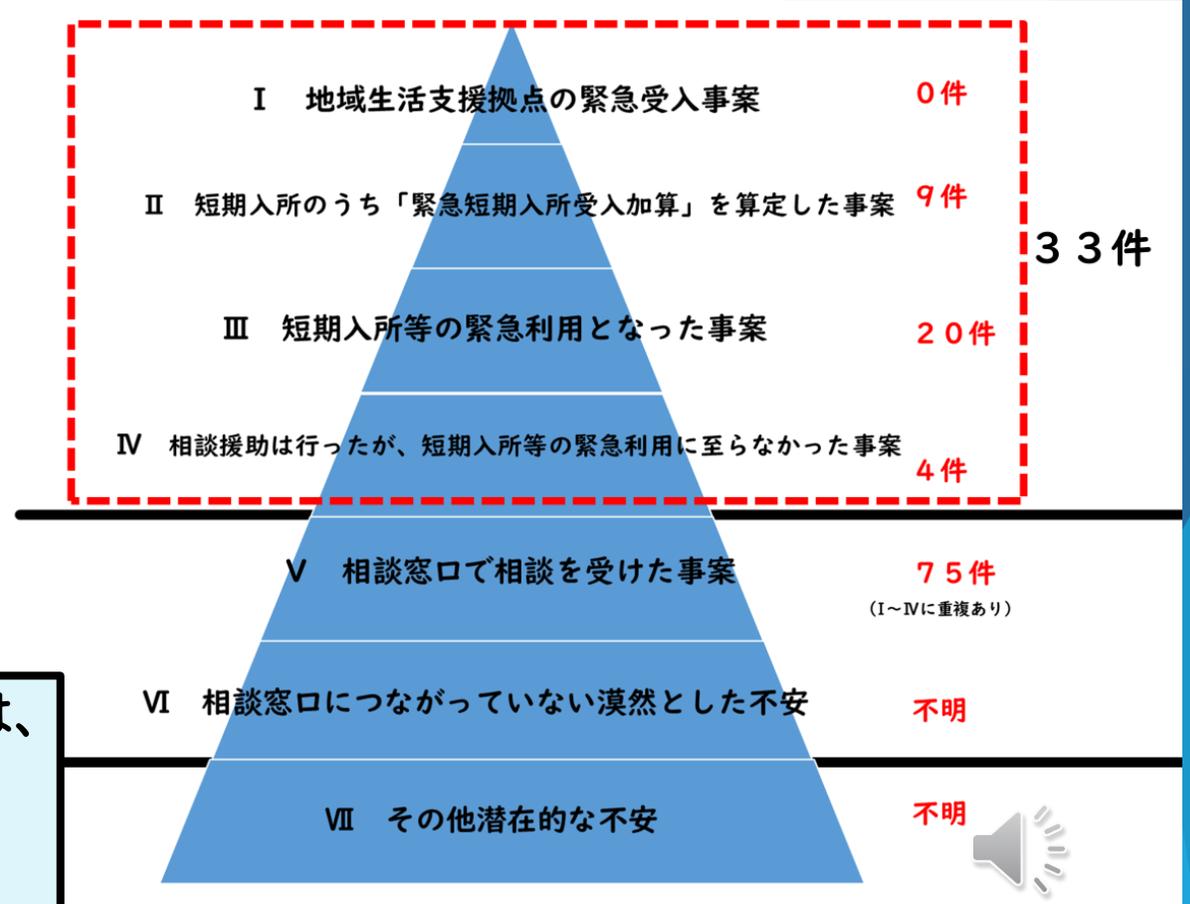
結果：緊急受入れが必要となった事例が1年間で33件発生

(一部重複あり。)

考察：・介護者の高齢化、障害者の重度化、親亡き後への備えの関心の高まりを受け、今後はさらに緊急受入れが必要な事例が発生する可能性がある。

- ・一部の事業所が困難ケースを抱え続けることや、次々と対応依頼が入ることは、特定の事業所に負担が集中することとなり、持続的ではない。

今後予想される緊急受入れ事案の増加に対応するには、対応可能な事業所を増やし、負担を分担させる仕組みを導入し、効果的に運用する必要があります。



○ 親なき後の不安について

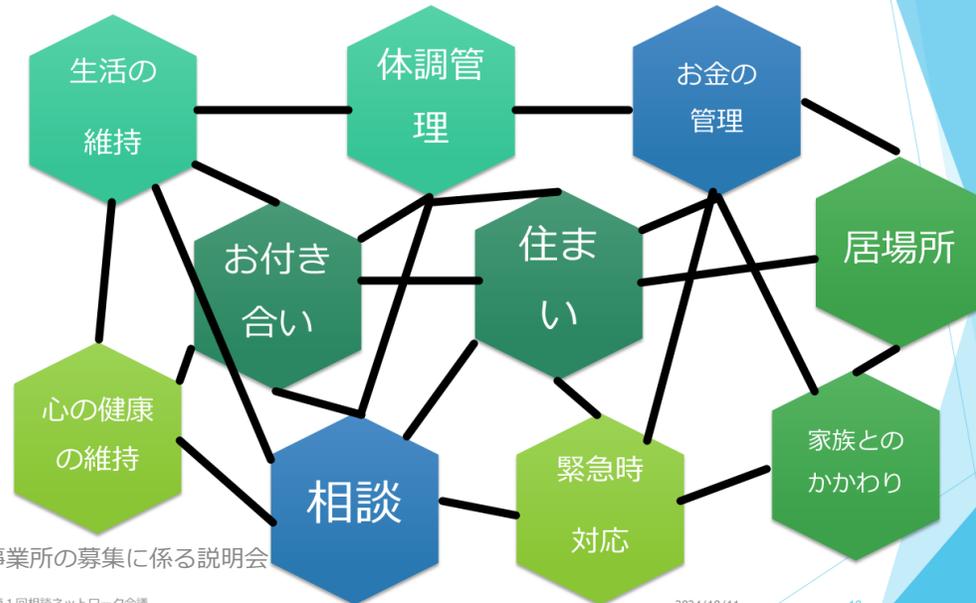
圏域内の各支援機関担当者が把握している「親なき後」に関する本人や家族の不安や悩みを整理。

開催日:令和6年10月3日(就労・雇用支援部会)

参加者:基幹相談支援センター担当者、委託相談事業実施者、計画相談支援事業所担当者、
就労系サービス事業者、市町担当者等

考察:・親亡なき後の不安は家族の誰もが感じているが、他者に具体的に説明することは難しく漠然となりがちで、
相談という形で表出しづらい。

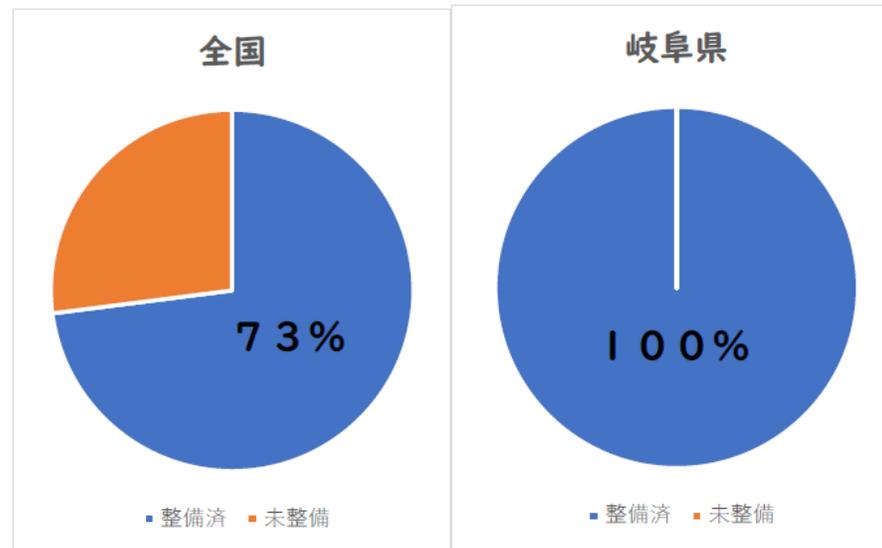
- ・支援者が家族に気づきを促し、解決に向け家族と共に取り組む姿勢を示す必要がある。
- ・親が元気なうちから来るべき日に準備をする必要がある。



支援者は、「本人や家族は親なき後の不安等を表出しづらい」ことを念頭におき、
親が元気なうちから、
来るべき日に向けた準備を手助けする必要があります。

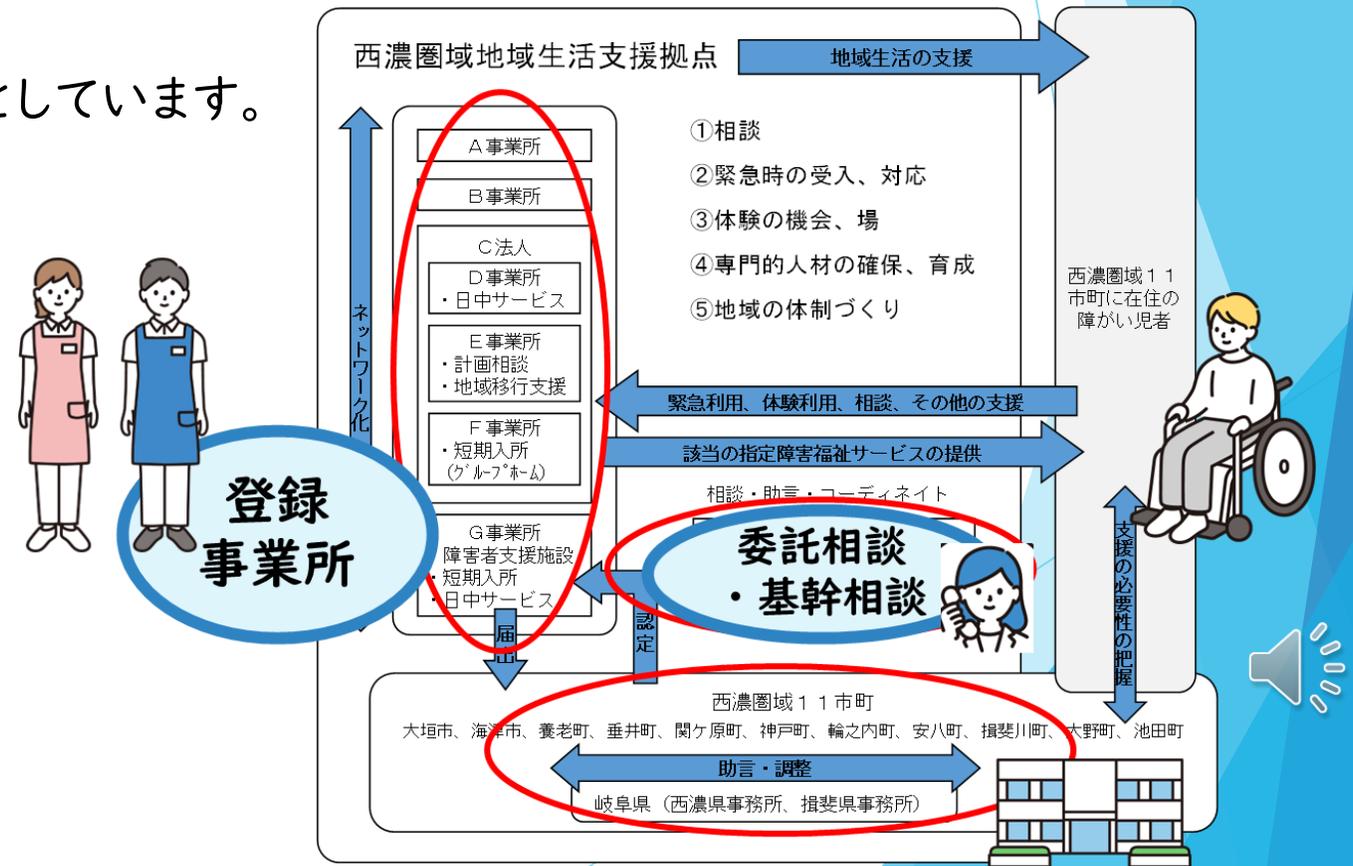
2 地域生活支援拠点とは

- ・ 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据ながら、障害者が地域で安心して自立した生活を送るために、地域の実情に応じた創意工夫のもと、指定障害福祉サービス事業者、基幹相談支援センターその他の関係機関が障害者の生活を地域全体で支援ための体制を指します。
①相談 ②緊急時の受け入れ、対応 ③体験の機会、場の提供
④専門的人材の確保、育成 ⑤地域の体制づくり の5つの機能を持つことが求められています。
- ・ 令和4年の障害者総合支援法の一部改正により、市町村はその整備に関し努力義務が課せられました。
- ・ 全国及び岐阜県における令和6年4月1日時点の整備率は、以下のとおりです。



3 西濃圏域地域生活支援拠点について

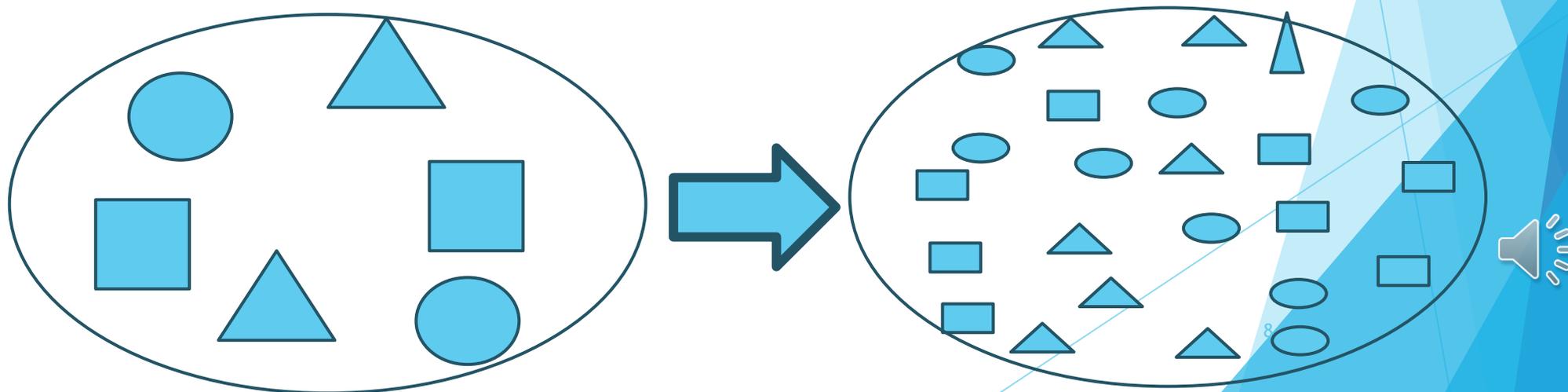
- ・西濃圏域の地域生活支援拠点は「西濃圏域11市町、指定障害福祉サービス事業所、市町村相談支援（委託相談）、各市町基幹相談支援センター、その他関係機関が連携して機能を担う面的整備型」として、令和3年4月の登録事業所の募集を皮切りに取り組みを開始しました。
- ・整備主体は圏域内の11市町（大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町）です。
- ・拠点を担う事業所は届出による登録制としています。



- ・令和7年2月において西濃圏域の登録事業所数は9事業所であり、西濃圏域の登録事業所数は県内の他圏域の事業所登録数（平均で30事業所程度）に比べ少なく、活動実績も少ないのが現状です。

緊急時への対応や、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた将来への準備を着実に進めるためには、
1事業所あたりの負担の軽減を図り、支援の実行力を高める必要があります。

よって、これまでより多くの事業所に拠点事業所として登録いただきたいと考えております。



4 拠点事業所の募集について

○ 今回募集する事業所について

- ・5つの機能すべてについて募集します。
- ・機能ごとに募集する事業所のサービス種別を定めました。



機能	対象事業所
①相談	計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援
②緊急時の受け入れ、対応	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
③体験の機会、場の提供	施設入所支援、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助
④専門的人材の確保、育成	全事業所
⑤地域の体制づくり	計画相談支援、障害児相談支援

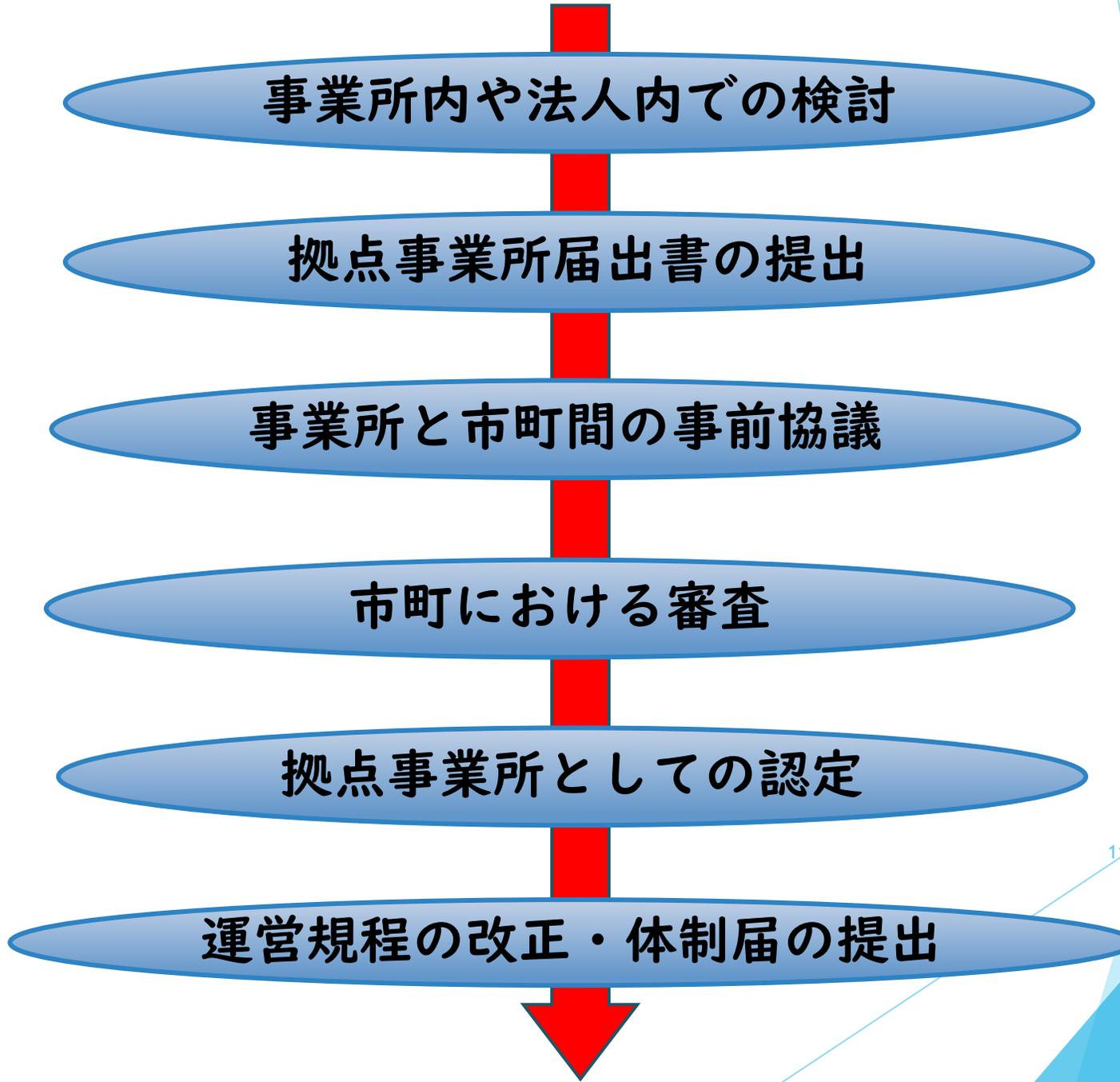


○ 募集要項改定のポイント

	A 抽出された課題等	B 課題解決のための方向性	C 募集要項への反映
①	担い手が少数で、緊急事案対応時の負担が偏るのではないかという懸念がある	担い手を多数確保し、負担を分散させる	<u>募集対象とする事業所の範囲の拡大</u>
②	登録事業所に期待する役割が分かりにくい	登録事業所に期待する役割を明確にする	<u>届出チェックシートの導入</u>
③	登録事業所と市町の繋がりが十分ではない	市町と事業所が地域での生活支援の方向性について共有する	<u>登録前の事前協議の導入</u>
④	緊急事案を予防しつつ、緊急時のスムーズな受入に備えるには、平時から情報を整理し、本人や家族にサービスの体験利用を促す必要がある	「親が健在なうち」や「本人が高齢期を迎える前」といったタイミングを逃さず、本人・家族・支援者が段階的に準備する状態を目指す	<u>「緊急時を想定した情報の整理や家族への対策の提案」・「緊急事態における支援が見込めない利用者の事前把握」の推奨</u>
⑤	緊急時の受け入れ・対応について、どのような状況下でも事業所に連絡が入れば必ず支援を実施しなければならないのではないかと不安である	(西濃圏域地域生活支援拠点の仕組みは現時点において発展途上であり、不足もあり得る)	<u>拠点事業所は、利用の重複や障害特性その他やむを得ない理由により当該事業所での対応が困難な場合を除き、対応するものとする。</u>



○ 登録の流れ



○ 拠点事業所として登録を検討いただくにあたって

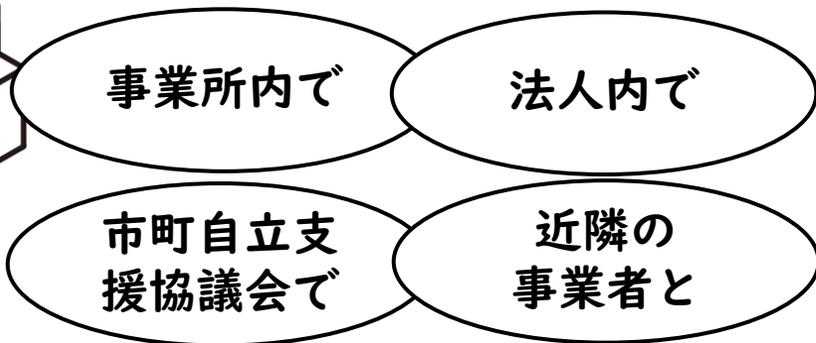
- ・登録時には「拠点事業所届出書」に「届出チェックシート」を添付いただきます。
- ・事業所内や法人内で地域生活支援拠点事業所としての登録について検討いただく際は、「届出チェックシート」を事業所の職員の皆さんと共に確認いただきながら、日々の事業所運営の中で支援が実施できそうかなど、ご検討ください。
- ・その他市町自立支援協議会や近隣の事業者さん等とのコミュニケーションの場でも、拠点登録について意見交換を進めていただきますようお願いいたします。

この条件であれば
我が事業所も
登録できるかも

説明会



この機会に
いつも連携している
○○事業所との連携方法を
整理しておこう



機能	機能	対象事業所	項目	チェック欄
共通	共通	共通	① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、今後障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に積極的に参画すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
			② 関係機関との連携調整に従事する職員を配置すること。 連携調整に従事予定の職員の役職名及びその人数を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/>
相談	相談	相談	① 常時の連絡体制を確保していること。 ・常時の連絡体制を確保している。 ・今後、常時の連絡体制を確保する予定である。 どのように常時の連絡体制を確保しているか、あるいは確保する予定か。常時の連絡体制の確保方法を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/>
			② 相談支援事業所のネットワークづくりに積極的に参画すること。 ・西濃圏域内の自治体の自立支援協議会や事業者連絡会等に参画している。 ・現在は参画していないが今後参画する予定である。参画している、または参画する予定のネットワーク等の名称を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/>
			③ サービス等利用計画（または障害児支援利用計画）を作成する際には、緊急時を想定し情報の整理や家族への対策の提案に努めていること。 ・緊急時を想定した情報の整理（第二連絡先（兄弟姉妹等）の確認や当該人物による本人への支援の可否、その他キーパーソンの有無、詳細な障害特性の把握等）に努めている。	<input checked="" type="checkbox"/>

○ 地域生活支援拠点の事業所として登録いただいた場合算定できる加算について

- ・地域生活支援拠点等に係る加算の概要は以下のとおりです。
(実際の請求に当たっては、法令等の規定を十分確認してください。)

サービス種別	加算名称	概要
計画相談支援 ・障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	地域生活支援拠点等である事業所において、相談支援専門員が相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合(短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度) 700単位/回
	地域体制強化共同支援加算	特定相談支援・障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等について他の福祉サービス等の事業者と3者以上と共同して課題検討等を行い、在宅での療養上必要な説明および指導を行った上で、協議会に文書により説明、報告した場合(当該計画支援対象障害者1人につき1月に1回を限度) 2,000単位/回
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護	緊急時対応加算	居宅介護計画等に位置づけられていない居宅介護等を、利用者等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合 100単位/回(月2回を限度) 拠点等の場合 さらに50単位/回を加算
短期入所	(地域生活支援拠点等である場合)	拠点等である事業所がサービス提供を行った場合 利用を開始した日について、定める単位にさらに100単位/日を加算 連携及び調整に従事する者を配置し、一定の重度障がい者等を支援した場合 さらに200単位/日を加算

サービス種別	加算名称	概要
施設入所支援	地域移行促進加算(I)	拠点等である障がい者支援施設の入所者が、地域移行支援による障がい福祉サービスの体験的な宿泊支援を利用する場合に、入所施設の職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の支援を行った場合 所定単位数に代えて120単位/日を算定
	地域移行促進加算(II)	拠点等である障害者支援施設が、共同生活援助等の見学や食事体験など、地域生活への移行に向けた支援を行った場合 60単位/日(月3回を限度)
生活介護、 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、 就労移行支援、 就労継続支援(A型・B型)	緊急時受入加算	拠点等である事業所が、利用者の緊急事態において、夜間に支援を実施した場合 100単位/日



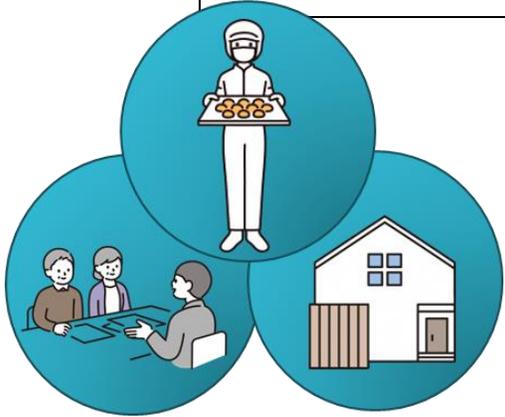
5 西濃圏域11市町及び西濃県事務所からのお願いについて

○ 10年後の西濃圏域における支援体制の理想像とは

令和7年2月、西濃県事務所から圏域内の障害者支援担当者に照会。

<障がい者の地域生活の充実>

- ・気軽に行ける場所や居場所がある。
- ・過ごす場所を自分で選べる。
- ・行きたいところに行ける。



<支援者の働きやすさの向上>

- ・日々楽しく仕事ができる。
- ・他の支援機関にたくさんの仲間がいて、気軽に連絡が取りあえる。
- ・医療的ケアや強度行動障がいなど、専門的な支援スキルを他の事業所と共有できる。



理想像に近づくためにも、
地域生活支援拠点等の整備の一層の促進と
機能強化が必要であると考えられます。



○ 西濃圏域11市町及び西濃県事務所からのお願い

10年後の西濃圏域が
「障がい児者が安心して生活できるだけでなく、
支援者も安心して支援に従事できる地域」であるためには、
圏域内の事業者の皆様の拠点事業所としての登録が必要不可欠です。

登録について前向きにご検討いただきますよう、重ねてお願いいたします。

● 拠点数の増加

● 実績数の増加

● 障がい児者の安心な生活などの実現



6 その他

○ 意向調査へのご協力をお願い

- ・貴事業所における西濃圏域地域生活支援拠点の拠点事業所としての登録のご意向等（登録の意向の有無、登録に対する懸念点等）について、以下のURLにアクセスいただきご回答いただきますようご協力をお願いします。

・LoGoフォームURL : <https://logoform.jp/form/T8mB/921883>

・QRコード :



- ・令和7年4月25日（金）までとさせていただきます。
- ・回答いただいた内容は、西濃圏域11市町及び西濃県事務所及び揖斐県事務所で共有させていただきます。
- ・回答いただいた内容の詳細な確認のため、所在市町担当課より連絡をさせていただくことがあります。
- ・また、回答をいただかなかった場合についても、同じく連絡をさせていただくことがあります。

○ 本日の資料の掲載について

- ・以下については、岐阜県西濃県事務所公式ホームページで掲載しております。
- ・必要に応じてダウンロードしてご利用ください。

- ・西濃圏域地域生活支援拠点 登録事業所募集要項
- ・拠点事業所届出書
- ・拠点事業所届出チェックシート
- ・別紙1 緊急時の受け入れ、対応の実施手順
- ・別紙2 体験の機会、場の提供の実施手順
- ・地域生活支援拠点等に係る加算の概要
- ・西濃圏域事業所登録リーフレット
- ・拠点事業所の募集に係る説明会 事務局資料
- ・西濃圏域地域生活支援拠点 事業所名簿

- ・岐阜県西濃県事務所公式ホームページURL：
<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/20502/>

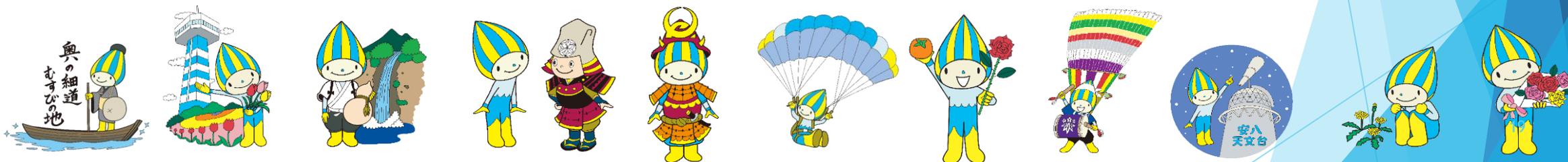
- ・QRコード





～ ご視聴いただき、ありがとうございました ～

西濃圏域障がい者総合支援推進会議 事務局
(西濃県事務所 地域福祉係)



【参考】厚生労働省資料①

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

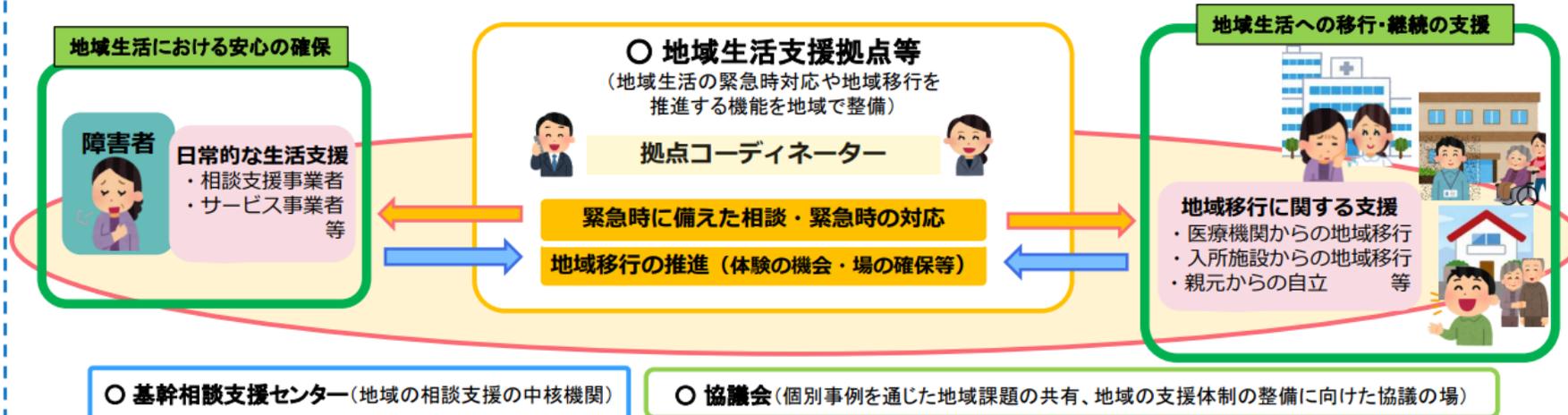
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能



【参考】西濃圏域内の障害福祉サービス事業所数の変化について



	令和3年3月末	令和7年1月末	増減
訪問系サービス	72	74	2
日中活動サービス	91	120	29
短期入所	21	30	9
共同生活援助	16	32	16
障害者支援施設	6	6	0
障害児通所支援	58	69	11
一般相談支援	6	6	0
特定相談支援	33	39	6
障害児相談支援	21	28	7
合計	324	404	80
<参考>			
基幹相談支援センター	7	8	1
委託相談支援	4	4	0

